

令和4年度福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるために必要な経費に対し、予算の範囲内において、福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、令和4年度(令和3年度からの繰越分)福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金(令和3年度補正予算分)交付要綱(令和4年4月1日付け厚生労働省発障0401第5号。厚生労働事務次官通知の別紙。以下「国の交付要綱」という。)、令和4年度(令和3年度からの繰越分)福祉・介護職員処遇改善支援事業(令和3年度補正予算分)実施要綱(令和4年4月1日付け障発0401第9号。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙。以下「国の実施要綱」という。)及び沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(賃金改善の対象)

第2条 賃金改善の対象は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定する障害福祉サービス施設・事業所等(以下「施設・事業所」という。)に勤務する福祉・介護職員とする。

- 2 施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとする。
- 3 就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援については、本事業の対象外とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、国の実施要綱に基づき、福祉・介護職員に対して賃金改善を行う施設・事業所に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を交付するものとする。

- 2 補助金の交付の対象となる期間は、令和4年2月から令和4年9月までとする。ただし、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を最大2ヶ月間対応することとする。

(補助額の算定方法)

第4条 補助額の算定は、次の方法による。

補助額 = $a \times b$ (1円未満の端数切り捨て)

a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額(ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む(令和4年2月サービス分以前の過誤調整分は含まない。))。また、障害児入

所施設については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。)

- b サービス別加算率（補助額の算定に用いる率。以下「交付率」という。）（別紙1表1）

（賃金改善の要件）

- 第5条** 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者又は障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）は、補助額に相当する福祉・介護職員等（その他の職員を賃金改善の対象としている障害福祉サービス事業者等については、その他の職員を含む。以下同じ。）の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。
- 2 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定して行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
 - 3 障害福祉サービス事業者等は、原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施しなければならない。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、同月分を令和4年3月分とまとめて支払うこととしても差し支えない。
 - 4 障害福祉サービス事業者等は、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。
 - 5 本事業の賃金改善については、障害福祉サービス等報酬における福祉・介護職員処遇改善等加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算における賃金改善額及び支払賃金に含めないこととする。
 - 6 補助額については、同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の対象である施設・事業所に限る。）における賃金改善に充てることができる。
 - 7 障害福祉サービス事業者等は、令和4年2月分から賃金改善を行った旨の報告を、次に掲げる期日までに知事に届出なければならない。
 - (1) 令和4年2月分から賃金改善を開始した場合 令和4年2月末まで
 - (2) 令和4年3月分とまとめて同年2月分の賃金改善の支給を行う場合 令和4年3月末まで
 - (3) やむを得ない事情により、令和4年2月から賃金改善を行っているにもかかわらず未報告であった場合 第6条に規定する交付申請の提出期限まで
 - 8 前項の届出を行った障害福祉サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について、次条第2項2号に定める福祉・介護職員処遇改善支援補助金計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。また、職員から福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなどわかりやすく回答すること。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、補助金交付申請書(様式第1号)を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。なお、添付書類の作成にあたっては、国実施要綱の定めによること。

- (1) 福祉・介護職員処遇改善支援補助金作成用 基本情報入力シート
- (2) 福祉・介護職員処遇改善支援補助金計画書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助金交付申請書の提出をもって、第15条第1項に定める支払いの請求を受けたものとみなす。

(交付条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 交付申請書の提出に当たり、添付の福祉・介護職員処遇改善支援補助金計画書(以下「計画書」という。)のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

イ 労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に規定する就業規則(賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下「就業規則等」という。)

ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)

(5) 福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金の交付を受ける障害福祉サービス事業者等(以下「補助事業者」という。)は、計画書に変更(次の①から③までのいずれかに該当する場合に限る。)があった場合には、次の①から③までに定める事項を記載した変更後の計画書を届出なければならない。

① 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容

② 複数の施設・事業所について一括して申請を行う障害福祉サービス事業者等において、当該申請に係る施設・事業所に変更(廃止等の事由による。)があった場合は、その内容

③ 就業規則等を改正(福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。)した場合は、当該改正の概要

(6) 事業の継続を図るために、職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)

以下この号において同じ。)を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の①から④までの事項を記載した別紙様式2の特別な事情に係る届出書(以下「特別事情届出書」という。)を届け出ること。

- ① 福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金の交付を受けている障害福祉サービス事業所等の法人の収支(障害福祉サービス事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
 - ② 福祉・介護職員等の賃金水準の引き下げの内容
 - ③ 当該法人の経営及び福祉・介護職員等の賃金水準の改善見込み
 - ④ 福祉・介護職員等の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等
- (7) 知事は、補助事業者が①又は②に該当する場合は、すでに交付された福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金の一部又は全部を返還させることができる。
- ① 福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引き下げを行いながら前項の特別事情届出書の届出が行われていない等、交付要件を満たさない場合
 - ② 虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合

(交付決定)

第8条 知事は、第6条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、沖縄県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に交付決定事業所一覧を通知するとともに、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第9条 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第10条 補助事業者は、第8条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第8条の規定を準用し、変更承認決定を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があった場合は、第8条の規定を準用し、中止（廃止）承認決定を行うものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（実施状況報告）

第12条 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事へ報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の1月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。なお、添付書類の作成にあたっては、国実施要綱の定めによること。
 - (1) 福祉・介護職員処遇改善支援補助金実績報告書作成用 基本情報入力シート
 - (2) 福祉・介護職員処遇改善支援補助金実績報告書
 - (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金返還命令通知書（様式第6号）により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払い）

第15条 知事は、補助事業者から適正な請求を受けた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

- 2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、当該交付決定額の10割を限度に補助金を概算払いできるものとする。
- 3 知事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項により、

国保連に対して支出事務の委託を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、第11条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別紙 1

表 1 福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金対象サービス

サービス区分	交付率	補助額	補助率
居宅介護	3.6%	第 4 条 に定め る算定 方法に より算 出した 額	10/10
重度訪問介護	3.6%		
同行援護	3.6%		
行動援護	3.6%		
重度障害者等包括支援	3.6%		
生活介護	1.1%		
施設入所支援	2.6%		
短期入所	2.6%		
療養介護	2.6%		
自立訓練（機能訓練）	1.7%		
自立訓練（生活訓練）	1.7%		
就労移行支援	1.3%		
就労継続支援 A 型	1.3%		
就労継続支援 B 型	1.3%		
共同生活援助（指定共同生活援助）	2.4%		
共同生活援助（日中サービス支援型）	2.4%		
共同生活援助（外部サービス利用型）	2.4%		
児童発達支援	1.9%		
医療型児童発達支援	1.9%		
放課後等デイサービス	1.9%		
居宅訪問型児童発達支援	1.9%		
保育所等訪問支援	1.9%		
福祉型障害児入所施設	3.5%		
医療型障害児入所施設	3.5%		

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表 2 福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金非対象サービス

サービス区分
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）